

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

許認可等の内容		重度心身障がい者医療費受給資格者証の交付決定
根拠法令等及び条項		栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例施行規則第2条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例第2条第1項、第3条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 4年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例抜粋</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級又は2級の障がいの程度と同程度の障がいをも有する者であること。</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)又は精神科医(以下これらを「児童相談所等」という。)により、知能指数が35以下の知的障がい児者と判定された者であること。</p> <p>(3) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める3級又は4級の障がいの程度と同程度の障がいをも有する者であって、児童相談所等により、知能指数が50以下の知的障がい児者と判定されたものであること。</p> <p>(4) 精神保健福祉センターにより精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級と認定された者であること。</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成を受けられる者(以下「助成対象者」という。)は、市内に住所を有する者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う</p>	

後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。）、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は市内に住所を有していたと認められることにより高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であり、かつ、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である重度心身障がい者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）であって、市長が交付する重度心身障がい者医療費受給資格者証を有するものとする。